

第83回組合会

開催日 平成31年2月26日(金) 10時30分～

・出席議員 18名

開催場所 JRタワーホテル日航札幌 36階「つき」

・関係者 2名

審議事項

- ① 平成30年度介護勘定収入支出追加予算(案)について
- ② 平成31年度一般及び調整保険料率(案)について
- ③ 平成31年度介護保険料率(案)について
- ④ 平成31年度事業及び収入支出予算(案)について
- ⑤ 平成31年度支出予算同一款内の項間の流用について
- ⑥ 理事長専決事項について
- ⑦ 滞納保険料の不能欠損処分について
- ⑧ あはき療養費の支払い方法について
- ⑨ 適用事業所の脱退について
- ⑩ その他

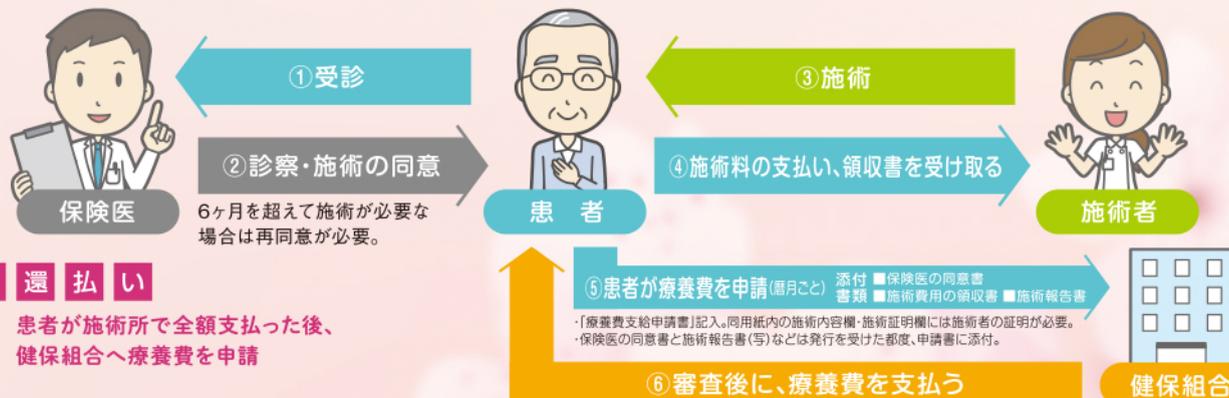


●議案1から10まで原案どおり承認されました。



2019年4月から
「はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧」
療養費の申請方法が変わります。

申請方法が全て償還払いになります (「代理受領払い」の申請方法は2019年3月31日までの施術分で終了となります)



償還払い

変更理由

- 現在の申請方法は「償還払い」と「代理受領払い(患者は施術料の3割を窓口で負担して、7割を施術者が患者に代わって健康保険組合に支給申請をする方法)がありましたが、「代理受領払い」は患者と施術者の間の契約による委任請求であり、健康保険法や厚生労働省が認めた申請方法ではないため、見直しが必要となりました。
- 健康保険法において「療養費」はやむを得ない理由により、保険医療機関以外の病院、診療所、薬局等で手当を受けた時に、健康保険組合が認めた場合に支給されるもので「償還払い」が原則とされています。
- 「療養費」は疲労回復や予防目的の施術が保険給付対象外のため、一旦、患者が全額負担して支給申請をすることにより、保険給付の対象であるか否かの決定において施術者とのトラブルを避けることができます。

保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意のポイント

- 医療機関の保険医(主治の医師)の診察が必要です。
 - 同意書(文書)の交付が必要です。
 - 同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヶ月です。
あん摩・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については1ヶ月です。
 - 施術期間が6ヶ月を過ぎた場合、再同意書(文書)の交付が必要です。
※保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝えることになっています。
- 保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。



健康優良企業に認定された事業所のご紹介

この度、経済産業省から
2019「健康優良企業」として
認定されました。

(株)ワイズ・コンピュータ・クリエイツ
アートシステム(株)

順不同

詳細は経済産業省
HPをご覧ください

健康企業宣言とは

事業主の皆様は「企業全体で健康づくりに取り組む」ことを宣言いただき、その取り組みのサポートを、当健保組合が行うものです。取り組みにより一定の成果を上げた場合は「健康優良企業」として経済産業省から認定されます。